

個別機能訓練加算（II）と同様であるため、3（1）を参照されたい。

- (2) LIFEへの提出情報について
ア 「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一體的取組について」別紙様式6-4（口腔機能向上サービスに関する計画書（様式例））にある「要介護度」、「日常生活自立度」、「現在の歯科受診について」、「義歯の使用」、「栄養補給法」、「食事形態」、「誤嚥性肺炎の発症・既往」、「口腔機能改善管理指導計画」及び「実施記録」の各項目に係る情報を提出すること。
イ 提出情報の時点は、個別機能訓練加算（II）と同様であるため、3（2）ウを参照されたい。

- 12 口腔機能向上加算（II）イ
(1) LIFEへの情報提出頻度について
個別機能訓練加算（II）と同様であるため、3（1）を参照されたい。

(2) LIFEへの提出情報について
ア 「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一體的取組について」別紙様式6-4（口腔機能向上サービスに関する計画書（様式例））にある「要介護度・病名等」、「日常生活自立度」、「現在の歯科受診について」、「義歯の使用」、「栄養補給法」、「食事形態」、「誤嚥性肺炎の発症・既往」、「口腔機能改善管理指導計画」及び「実施記録」の各項目に係る情報を提出すること。
イ 提出情報の時点は、個別機能訓練加算（II）と同様であるため、3（2）ウを参照されたい。

- 13 褥瘡マネジメント加算
(1) LIFEへの情報提出頻度について
利用者等ごとに、アからウまでに定める月の翌月10日までに提出すること。なお、情報を提出すべき月について情報の提出を行えない事実が生じた場合、直ちに訪問通所サービス通知第一の5の届出を提出しなければならず。事実が生じた月のサービス提供分から情報の提出が行われた月の前月までの間に、利用者等全員について本加算を算定できないこと（例えば、4月の情報を5月10日までに提出を行えない場合は、直ちに届出の提出が必要であり、4月サービス提供分から算定ができることとなる。）
ア 既利用者等については、当該算定を開始しようとする月（評価は少ない場合の発生と関係のあるリスクに係る評価を行った日の属する月）
イ 新規利用者等については、当該サービスの利用を開始した日の属する月（評価は少ない場合の発生と関係のあるリスクに係る評価を行った日の属する月）

用者等に限り、利用開始月のサービス提供分は算定できない。

- (2) LIFEへの提出情報について
ア 事業所・施設における利用者等全員について、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」別紙様式5又は「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」別紙様式5（「褥瘡対策に関する基準」及び「危険因子の評価」）にある「基本情報」、「褥瘡の有無」及び「危険因子の評価」の各項目に係る情報を、やむを得ない場合を除き、提出すること。
イ 褥瘡がある利用者等については、同様式にある「褥瘡の状態の評価」及び「褥瘡ケア計画」の自由記載を除く情報を提出すること。
ウ 提出情報は、利用者等ごとに、以下の時点における情報とする。
・(1) アに係る提出情報は、介護記録等に基づき、既利用者等ごとの利用開始時又は施設入所時における評価の情報及び当該算定開始時における情報
・(1) ウに係る提出情報は、当該サービスの利用開始時における情報
・(1) ヴに係る提出情報は、当該評価時ににおける情報
- 14 褥瘡対策指導管理（II）
(1) LIFEへの情報提出頻度について
褥瘡マネジメント加算と同様であるので、13（1）を参照されたい。
- (2) LIFEへの提出情報について
ア 「特別診療費の算定に関する留意事項について」別添様式3（「褥瘡対策に関する診療計画書」）にある「基本情報」、「褥瘡の有無」及び「危険因子の評価」の各項目に係る情報を、やむを得ない場合を除き、提出すること。
イ また、褥瘡がある入所者については、同様式にある「褥瘡の状態の評価」及び「看護計画」の自由記載を除く情報を提出すること。
ウ 提出情報の時点は、褥瘡マネジメント加算と同様であるので、13（2）ウを参照されたい。
- 15 排せつ支援加算
(1) LIFEへの情報提出頻度について
褥瘡マネジメント加算と同様であるので、13（1）を参照されたい。
- (2) LIFEへの提出情報について
ア 事業所・施設における利用者等全員について、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」別紙様式6又は「指定地域密着型サービスに要

する費用の額の算定に関する基準に係る基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定について別紙様式6(「排せつ状態」、「排せつ支援に係る取組」、「排せつ支援に係る取組」、「排せつ支援に係る取組」)の各項目に係る情報と、やむを得ない場合を除き、提出すること。

イ 提出情報の時点は、複数マネジメント加算と同様であるので、13(2)ウを参照されたい。

16 自立支援促進加算

(1) LIFEへの情報提出頻度について
複数マネジメント加算と同様であるので、13(1)を参照されたい。

(2) LIFEへの提出情報について
ア 施設における入所者全員について、「指定居住サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部 分」及び「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」別紙様式7又は「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」別紙様式7(自立支援促進に関する評価・支援計画書)にある「基本情報」、「現状の評価」及び「支援実績」、「支援計画」の自由記載を除く各項目に係る情報を、やむを得ない場合を除き、提出すること。
イ 提出情報の時点は、複数マネジメント加算と同様であるので、13(2)ウを参照されたい。

18 薬剤管理指導の注2の加算

- (1) LIFEへの情報提出頻度について
入所者ごとに、アからエまでに定める月の翌月10日までに提出すること。
ア 本加算の算定を開始しようとする月において施設に入所している入所者について
イ 本加算の算定を開始しようとする月の翌月以降に施設に入所した入所者について
エ 本加算の算定を開始しようとする月の翌月以降に施設に入所した入所者について
イ 本加算の算定を開始しようとする月の翌月以降に施設に入所した入所者について
ウ 处方内容に変更が生じた日の属する月
エ ア又はウの月のほか、少なくとも3月に1回
- (2) LIFEへの提出情報について
ア (1)ア、イ及びエの月においては「診断名」及び「処方薬剤名」(1日用量含む)の情報をいざれも、(1)ウの月においてはこれら的情報に加え、「指定居住サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」別紙様式9(薬剤変更等に係る情報提供書)にある「変更・減薬・減量の別」及び「変更・減薬・減量理由」の各項目に係る情報を提出すること。

- イ 提出情報は、以下の時点における情報を提出すること。
ア (1)アに係る提出情報は、当該算定を開始しようとする月時点における情報
及び当該者の施設入所時における情報
・(1)イに係る提出情報は、当該入所時における情報
・(1)ウに係る提出情報は、当該変更時における情報
・(1)エに係る提出情報は、前回提出情報は、前回提出情報と同様であるので、13(2)ウを参照されたい。

17 かかりつけ医連携薬剤調整加算(II)

- (1) LIFEへの情報提出頻度について
入所者ごとに、アからエまでに定める月の翌月10日までに提出すること。
ア 施設に入所した日の属する月
イ 处方内容に変更が生じた日の属する月
ウ ア又はイの月のほか、少なくとも3月に1回
- (2) LIFEへの提出情報について
ア 入所期間が3月以上であると見込まれる入所者について、(1)ア、ウ及びエの月においては「診断名」及び「処方薬剤名」(1日用量含む)の情報をいざれも、(1)イの月においてはこれら的情報に加え、「指定居住サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」別紙様式9(薬剤変更等に係る情報提供書)にある「変更・減薬・減量の別」及び「変更・減薬・減量理由」の各項目に係る情報を提出すること。

科学的介護推進に関する評価（通所・居住サービス）

(※)：任意項目

【利用者情報】

氏名	生年月日	年　　月　　日	保険者番号
性別	□男　　□女		被保険者番号

【基本情報】

要介護度	□要支援1　□要支援2　□要介護1　□要介護2　□要介護3　□要介護4　□要介護5
障害高齢者の日常生活自立度	□自立　□I1　□I2　□A1　□A2　□B1　□B2　□C1　□C2
認知症高齢者の日常生活自立度	□自立　□I　□IIa　□IIb　□IIIa　□IIIb　□IV　□M
評価日	年　　月　　日
評価時点	□サービス利用開始時　□サービス利用中　□サービス利用終了時

【総論】

診断名（特定疾患または生活機能低下の直接の原因となっている疾患名については1.に記入）（※）

1.	年　　月　　日	受療時の主訴：□発熱　□転倒　□その他（　　）
2.	年　　月　　日	受療時の主訴：□発熱　□転倒　□その他（　　）
3.	年　　月　　日	受療時の主訴：□発熱　□転倒　□その他（　　）

緊急入院の状況 (※)	入院日：　　年　　月　　日	受療時の主訴：□発熱　□転倒　□その他（　　）
	入院日：　　年　　月　　日	受療時の主訴：□発熱　□転倒　□その他（　　）

服薬情報（※）	薬剤名（　　）	（　　）
	薬剤名（　　）	（　　）

家族の状況（※）	□同居　□独居	自立	一部介助	全介助
		□10　□15　□10～（座れるが移動困難）	□5　□0　□5～（監視下）	□0　□0

ADL	・食事	（座れるが移動困難）	→	□5　□0　□5～（監視下）
	・椅子とベッド間の移動			
	・整容	（座れるが移動困難）	→	□5　□0　□5～（監視下）
	・トイレ動作			
	・入浴	（座れるが移動困難）	→	□5　□0　□5～（監視下）
	・平地歩行			
	・階段昇降	（車椅子操作が可能）	→	□5　□0　□5～（監視下）
	・更衣	（車椅子操作が可能）	→	□5　□0　□5～（監視下）
	・排便コントロール			
	・排尿コントロール			

サービス利用終了理由（※サービス終了時）	サービス利用終了日：　　年　　月　　日	□介護老人福祉施設入所　□介護老人保健施設入所
	□居宅サービスの利用　□医療機関入院　□死亡	□介護老人保健施設入所　□介護老人保健施設入所

【口腔・栄養】	身長	cm	体重	kg
	義歯の使用	□なし　□あり	むせ	□なし　□あり
	歯の汚れ	□なし　□あり	歯肉の腫れ・出血	□なし　□あり

科学的介護推進に関する評価（施設サービス）

(※)：任意項目

【利用者情報】

氏名	年　月　日	年　月　日	保険者番号	
性別	□男　　□女	被保険者番号		

【基本情報】

要介護度	□要支援1　□要支援2　□要介護1　□要介護2　□要介護3　□要介護4　□要介護5
障害高齢者の日常生活自立度	□自立　□I　□IIa　□IIb　□IIIa　□IIIb　□IV　□M
認知症高齢者の日常生活自立度	□自立　□I　□IIa　□IIb　□IIIa　□IIIb　□IV　□M
評価日	年　月　日

評価時点

□サービス利用開始時　□サービス利用中　□サービス利用終了時

【総論】

診断名（特定疾患または生活機能低下の直接の原因となっている疾患名については1.に記入）（※）

1.	
2.	
3.	
緊急入院の状況 (※)	入院日：　　年　月　日　　受療時の主訴：□発熱　□転倒　□その他（ ） 入院日：　　年　月　日　　受療時の主訴：□発熱　□転倒　□その他（ ）
服薬情報（※）	1. 薬剤名（ ） 2. 薬剤名（ ） 3. 薬剤名（ ）
家族の状況（※）	□同居　□独居　　自立　　一部介助　　全介助 ・食事とベッド間の移乗　　□10　□5　　□15　□10-（監視下）　□0 （座れるが移れない） → □5　□5　□0 ・整容　　□5　□5　□0 ・トイレ動作　　□10　□5　□0 ・入浴　　□15　□0　□0 ・平地歩行　　□15　□10-（歩行器等） ・階段昇降　　□10　□5　□0 ・更衣　　□10　□5　□0 ・排便コントロール　　□10　□5　□0 ・排尿コントロール　　□10　□5　□0

サービス利用終了日： (※) (サービス終了時のみ)	年　月　日	□介護老人福祉施設入所　□介護老人保健施設入所　□介護医療院入所
□医療機関入院　□死亡		
□星野リゾート		
□介護老人保健施設入所		
□介護医療院入所		

【認知症】

認知症の診断	□Alzheimer病　□血管性認知症　□D-LB-小体病　□その他（ ）
--------	---------------------------------------

○生活・認知機能尺度　【別紙様式3】を活用した評価を実施すること

○Vitality index

意起居運動	□自分から推動する、話し掛ける　□挨拶、呼びかけにして返答や笑顔が見られる　□反応がない
起床（※）	□いつも定時に起床している　□起こさないと起床することある　□自分から起床することはない
食事（※）	□自分から進んで食べようとをする　□促されると食べようとしない
排せつ（※）	□食事に専心がない、全く食べようとしない
リハビリ・活動（※）	□排せつに全く関心がない
	□自らリハビリに向かう、活動を求める　□促されて向かう　□拒否、無関心

○DBD13（※）　【別紙様式4】を活用すること

【その他】

○ICFステージング（※）　【別紙様式5】を活用すること

生活・認知機能尺度

<p>③ 誰かに何かを伝えたいと思っているとき、どれくらい会話をそれを使えることができますか</p> <p>(※会話をできないことは、2者の意思が互いに疎通できている状態を指します)</p>	<p><input type="checkbox"/> ④ 「会話を支障がない ([〇〇だから、××である]) といつた2つ以上の情報がつながった話をすることができる」</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤ 「会話をできない ([〇〇だから、××である]) といつた2つ以上の情報がつながった話をできる ([〇〇だから、××である]) 借りがつながった話をすることができない」</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥ 「普通に会話をすることはできないが、具体的な欲求を伝えることはできる ([痛い] 「お腹が空いた」などの具体的な要求しか伝えられない」)</p> <p><input type="checkbox"/> ⑦ 「会話を成り立たないが、発語はある ([発語はあるが、簡単な質問に対して適切な回答ができるなかつたり、何を聞いても「うん」とだけ答える))</p> <p><input type="checkbox"/> ⑧ 「発語がなく、無言である」</p>
<p>①-1 身近なもの（たとえば、メガネや入れ歯、財布、上着、鍵など）を置いた場所を覚えていますか</p> <p>(※介護者が一緒に暮らしているなど、一人で深く椅子が分からぬ場合は、もし一人で探すとしたらどうかを想定して評価してください)</p>	<p>①-2 をどのくらいの期間、覚えていますか</p> <p>(※最近1ヶ月間の様子を評価してください)</p>
<p><input type="checkbox"/> ⑨ 「常に覚えている」</p> <p><input type="checkbox"/> ⑩ 「たまに（週1回程度）忘れることがあるが、考えることで思い出すこともある（思い出せることがあると思われる）」</p> <p><input type="checkbox"/> ⑪ 「思い出せないことがあるが、きっかけがあれば自分で思い出すこともある（思い出せることがあると思われる）」</p> <p><input type="checkbox"/> ⑫ 「思い出せないことが同じくらいの頻度」</p> <p><input type="checkbox"/> ⑬ 「きっかけがあるても、自分では置いた場所をほとんど思い出せない」</p> <p><input type="checkbox"/> ⑭ 「忘れたこと自体を認識していない」</p>	<p>② 身の回りに起こった日常的な出来事（たとえば、食事、入浴、リハビリーションや外出など）</p> <p>(※最近1ヶ月間の様子を評価してください)</p>
<p><input type="checkbox"/> ⑮ 「1週間前のことを見ている」</p> <p><input type="checkbox"/> ⑯ 「1週間前のことは覚えていないが、数日前のことは覚えている」</p> <p><input type="checkbox"/> ⑰ 「数日前のことは覚えていないが、昨日のことは覚えている」</p> <p><input type="checkbox"/> ⑱ 「昨日のことは覚えていないが、半日前のことは覚えている」</p> <p><input type="checkbox"/> ⑲ 「全く覚えていられない」</p>	<p>③ 現在の日付や場所等についてどの程度認識できますか</p> <p>(※上位レベルのことと下位レベルのことが両方でき、上位と下位の間の項目ができない場合には、上位レベルのほうを選び回答してください。例：1と3に該当し、2に該当しない場合は1を選択する)</p>
<p><input type="checkbox"/> ⑳ 「年月日はわかる（±1日の誤差は許容する）」</p> <p><input type="checkbox"/> ㉑ 「年月日はわからないが、現在いる場所の種類はわかる」</p> <p><input type="checkbox"/> ㉒ 「年月日はわからないが、その場にいる人が誰だかわかる（家族であるか、介護者であるか、看護師であるか等）」</p> <p><input type="checkbox"/> ㉓ 「その場にいる人が誰だかわからないが、自分の名前はわかる」</p> <p><input type="checkbox"/> ㉔ 「自分の名前がわからない」</p>	<p>④ テレビやエアコンなどの電化製品を操作できますか</p> <p>(※テレビが無い場合は、エアコンで評価してください いずれもない場合は、電子レンジ、ラジオなどの電化製品の操作で評価してください)</p>
<p><input type="checkbox"/> ㉕ 「操作ができる（複雑な操作）も自分で考えて行うことができる」</p> <p><input type="checkbox"/> ㉖ 「チャンネルの順送りなど普段している操作はできる（単純な操作）であれば自分で行うことができる」</p> <p><input type="checkbox"/> ㉗ 「操作間違いが多いが、操作方法を教えてもらう（単純な操作）が分からることがあるが、教えれば自分で操作することができます」</p> <p><input type="checkbox"/> ㉘ 「操作間違いが多いが、操作方法を教えてもらえないが、リモコンの使い方が全く分からぬ（何をする電化製品かは分かるが、操作を教えてても自分で操作することはできない）」</p> <p><input type="checkbox"/> ㉙ 「リモコンが何をするものか分からない」</p>	<p>合計</p> <p style="text-align: right;">点</p>

ICFステージング

DBD13

認知症の診断、または疑いのある場合に評価

1 忘れてしまうことが多いため、同じことを何度も聞いてしまいます	2 よく物をなくしたり、置場所を間違えたりする	3 日常的な物事に関心を持たない	4 特別な理由がないのに夜中に起きて布団から出てしまう	5 他人が納得できる根拠がない状況で、他人に文句を言つてしまふ	6 屋間、寝ていることが多い	7 過度に歩き回ることが多い	8 同じ動作を何回も繰り返してしまう	9 荒い口調で相手を責めるような言葉を出してしまう	10 服装が異違いな、あるいは季節に合わない場合がある	11 世話をしてもうことを受けられない	12 周囲にわかつてもらえるような理由なしに物を貯め込んでしまう	13 引き出しあんこの物を取り出そうとして、中身を全部出してしまうことがある	2. 基本動作	<input type="checkbox"/> 5 両足での立位保持を行っている <input type="checkbox"/> 4 立位の保持は行っていないが、座位での乗り移りは行っている <input type="checkbox"/> 3 座位での乗り移りは行っていないが、座位（端座位）の保持は行っている <input type="checkbox"/> 2 座位（端座位）の保持は行っていないが、寝返りは行っている <input type="checkbox"/> 1 寝返りは行っていない						
													3a. 行歩・移動	<input type="checkbox"/> 5 公共交通機関等を利用した外出を行っている <input type="checkbox"/> 4 手すりや扶手等を利用した歩行を行っている <input type="checkbox"/> 3 手すりに頼らない安定した階段の昇り降りは行っているが、平らな場所での安定した歩行は行っている <input type="checkbox"/> 2 安定した歩行は行っていないが、施設内の移動は行っている <input type="checkbox"/> 1 施設内の移動を行っていない						
4a. 認知機能 オリエンテーション（見当識）	4b. 認知機能 コミュニケーション	4c. 認知機能 精神活動	5a. 食事	5b. 食事 食事動作および食事介助	6a. 排泄の動作	6b. 排泄の動作								<input type="checkbox"/> 5 年月日がわかる <input type="checkbox"/> 4 年月日はわからないが、現在いる場所の種類はわかる <input type="checkbox"/> 3 場所の名称や種類はわからないが、その場にいる人が誰だからわかる <input type="checkbox"/> 2 その場にいる人が誰だからかわからぬ <input type="checkbox"/> 1 自分の名前がわからぬ <input type="checkbox"/> 5 慢雑な人間関係を保っていないが、書き言葉は理解している <input type="checkbox"/> 4 慢雑な人間関係は保っていないが、書き言葉は理解している <input type="checkbox"/> 3 書き言葉は理解していないが日常会話は行っている <input type="checkbox"/> 2 日常会話は行っていないが、話し言葉は理解している <input type="checkbox"/> 1 話し言葉の理解はできない <input type="checkbox"/> 5 時間管理ができる <input type="checkbox"/> 4 時間管理はできないが、簡単な算術計算はできる <input type="checkbox"/> 3 簡単な算術計算はできないが、記憶の再生はできる <input type="checkbox"/> 2 記憶の再生はできないが、意識混濁はない <input type="checkbox"/> 1 意識の混濁があった <input type="checkbox"/> 5 内などを含む普通の食事を、噛んで食べることは行っている <input type="checkbox"/> 4 内などと一緒に普通の食事を噛んで食べることは行っていないが、ストローなどでも飲むことは行っている <input type="checkbox"/> 3 むせずに吸引することは行っていないが、固形物の嚥下は行っている <input type="checkbox"/> 2 固形物の嚥下は行っていない（食べ物の嚥下を行っていない） <input type="checkbox"/> 1 噫下食の嚥下を行っていない（食べ物の嚥下を行っていない） <input type="checkbox"/> 5 箸やフォークを使つて食べこぼしあせず、土手に食べることは行っている <input type="checkbox"/> 4 箸やフォークを使つて食べこぼしあせず、土手に食べることは行っていないが、食べこぼしあながらも、何とか自分で食べるることを行っている <input type="checkbox"/> 3 自分で食べることを行っていないが、食事の際に特別なセッティングをすれば自分で食べることを行っている <input type="checkbox"/> 2 食事の際に特別なセッティングをしても自分で食べることを行っていないが、直接的な介助があれば食べることを行っている <input type="checkbox"/> 1 直接的な介助をしても食べることを行っていない（食べることを行っていない） <input type="checkbox"/> 5 排泄の後始末を行っていないが、ズボン・パンツの上げ下ろしは行っている <input type="checkbox"/> 4 ズボン・パンツの上げ下ろしは行っていないが、洋式便器への移乗は行っている <input type="checkbox"/> 3 洋式トイレの移乗が自分で行えないため、介助が必要、または普段から床上で排泄を行っている <input type="checkbox"/> 2 尿開（膀胱痙攣を含む）や医療的な身体管理のために膀胱等へのカテーテルなどを使用している						
						□1 尿開														

7a. 入浴動作	<input type="checkbox"/> 5 安定した浴槽の出入りと洗身を行っている <input type="checkbox"/> 4 安定した浴槽の出入りと洗身は行っていないが、第三者の援助なしで入浴を行っている <input type="checkbox"/> 3 第三者の援助なしで入浴することは行っていないが、第三者の援助なしで入浴を行っている。 <input type="checkbox"/> 2 その他、入浴に必要なさまだな介助がなされている <input type="checkbox"/> 1 浴室内の座位保持を行っておらず、一般浴での入浴を行っていないが、入浴（特浴など）は行っている
8a. 整容 口腔ケア	<input type="checkbox"/> 5 義歯の手入れなどの口腔ケアを自分で行っている <input type="checkbox"/> 4 義歯の手入れなどの口腔ケアは自分で行っていないが、歯みがきは自分でセッティングして行っている <input type="checkbox"/> 3 自分でセッティングして歯を磨くことは行っていないが、セッティングをすれば、自分で歯みがきを行っている <input type="checkbox"/> 2 歯みがきのセッティングをしても自分で歯みがきを行っていないが、「うがい」は自分で行っている
8b. 整容 整容	<input type="checkbox"/> 1 「うがい」を自分で行っていない <input type="checkbox"/> 5 川を切ることを自分で行っている <input type="checkbox"/> 4 川を切ることは自分で行っていないが、髭剃りやスキンケア、整髪は自分で行っている <input type="checkbox"/> 3 髭剃りやスキンケア、整髪は自分で行っている <input type="checkbox"/> 2 洗顔は自分で行っていないが、手洗いは自分で行っている <input type="checkbox"/> 1 手洗いを自分で行っていない
8c. 整容 衣服の着脱	<input type="checkbox"/> 5 衣服を量んだり整理することは自分で行っている <input type="checkbox"/> 4 衣服を量んだり整理することは自分で行っていないが、ズボンやパンツの着脱は自分で行っている <input type="checkbox"/> 3 ズボンやパンツの着脱は自分で行っていないが、更衣の際のボタンのかければずしは自分で行っている <input type="checkbox"/> 2 更衣の際のボタンのかけばずしは自分で行っていないが、上衣の片袖を通して自分で行っている
9a. 社会参加 余暇	<input type="checkbox"/> 1 上衣の片袖を通して自分で行っていない <input type="checkbox"/> 5 施設や家を1日以上離れる外出または旅行をしている <input type="checkbox"/> 4 旅行はしていないが、個人による趣味活動をしている <input type="checkbox"/> 3 屋外で行うような個人的趣味は活動はしていないが、屋内にする程度のことはしている <input type="checkbox"/> 2 集團レクリエーションへは参加していないが、一人でテレビを楽しんでいる <input type="checkbox"/> 1 テレビを見たり、ラジオを聴いていない
9b. 社会参加 社会交流	<input type="checkbox"/> 5 情報伝達手段を用いて交際を行っている <input type="checkbox"/> 4 通話機器を用いて自ら連絡を取ることは行っていないが、援助があっての外出はしている <input type="checkbox"/> 3 外出はしていないが、親族・友人の訪問を受け会話をしている <input type="checkbox"/> 2 近所づきあいはしていないが、施設利用者や家族と会話はしている <input type="checkbox"/> 1 会話がない、していない、できない
	合計点数 点

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各介護保険関係団体
← 厚生労働省老人保健課

老癡 0315 第2号
令和6年3月15日

介護保険最新情報報

都道府県知事 殿
各区町村長

厚生労働省老健局長
(公印省略)

今回の内容 介護職員等処遇改善加算等に関する 基本的考え方並びに事務処理手順 及び様式例の提示について

計 61 枚（本紙を除く）

Vol.1215

令和6年3月15日

厚生労働省老人保健課

貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。

介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方
並びに事務処理手順及び様式例の提示について

介護職員の処遇改善については、平成23年度まで実施した介護職員処遇改善交付金による賃金改善の効果を継続させるため、平成24年度の介護報酬改定において介護職員処遇改善加算を創設し、その後も累次の改定により加算率等の充実を図ってきたことに加え、令和元年10月には、介護職員等特定処遇改善加算を創設し、令和4年10月には介護職員等ベースアップ等支援加算を創設したところである。

さらに、令和6年度介護報酬改定においては、これららの加算を一本化し、介護職員等処遇改善加算を創設するとともに、その創設に当たって、加算率の更なる引き上げ及び配分方法の工夫を行うこととした。

加算の算定については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第19号）、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第21号）、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第126号）、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第128号）及び「厚生労働大臣が定める基準」（平成18年厚生労働省告示第129号）及び「厚生労働大臣が定める基準」（平成27年厚生労働省告示第95号）において示しているところであるが、今般、基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例を下記のとおりお示しするので、ご了知の上、貴管内の関係団体及び関係機関にその周知をお願いしたい。

記

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内3938)
FAX : 03-3595-4010

1 基本的考え方

令和6年度介護報酬改定においては、①事業者の賃金改善や申請に係る事務負担を軽減する観点、②利用者にとって分かりやすい制度とし、利用者負担の理解を得やすくする観点、③事業所全体として、柔軟な事業運営を可能とする観点から、待遇改善に係る加算の一本化を行うこととした。

具体的には、介護職員処遇改善加算（以下「旧処遇改善加算」という。）、介護職員等特定処遇改善加算（以下「旧特定加算」という。）及び介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「旧ベースアップ等加算」という。以下、旧処遇改善加算、旧特定加算、旧ベースアップ等加算を合わせて「旧3加算」という。）の各区分の要件及び加算率を組み合わせる形で、令和6年6月から「介護職員等処遇改善加算」（以下「新加算」という。）への一本化を行う。

その上で、令和6年度介護報酬改定における介護職員の処遇改善分の改定率+0.98%を活用し、新加算の加算率の引上げを行うとともに、介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへとつながるよう、配分方法の工夫を行う。

また、事業者の負担削減及び一本化の施策効果を早期に波及させる観点から、令和6年4月及び5月の間に限り、旧3加算の要件の一部を新加算と同程度に緩和することとし、令和6年4月及び5月分の旧3加算と令和6年度の新加算の処遇改善計画書及び実績報告書をそれぞれ一体の様式として提示することとした。

併せて、新加算の施行に当たっては、賃金規程の見直し等の事業者の事務負担に配慮し、令和6年度中は経過措置期間を設けることとする。

具体的には、3(1)①に規定する月額賃金改善要件Ⅰと、3(1)⑧に規定する職場環境等要件の見直しについては、令和6年度中は適用を猶予する。また、3(1)③から⑤までに定めるキャリアパス要件Ⅰからキャリアパス要件Ⅲまでは、令和6年度中に賃金体系等を整備することを誓約した場合に限り、令和6年度当初から要件を満たしたこととして差し支えないこととする。さらに、一本化施行前の令和6年5月31日時点での旧3加算の全部又は一部を算定している場合には、旧3加算の算定状況に応じた経過措置区分として、令和6年度末までの間、それぞれ新加算V(1)～(4)を算定することとする。

2 令和6年4月以降の新加算等の仕組みと賃金改善の実施等

(1) 新加算等の単位数

令和6年4月及び5月については、旧3加算の単位数として、サービス別の基本サービス費に各種加算減算（旧3加算を除く。）をえた1月当たりの総単位数に、算定する加算の種類及び加算区分ごとに、別紙1表1-1に

掲げるサービス類型別の加算率を乗じた単位数を算定する。令和6年6月以降は、新加算の単位数として、サービス別の基本サービス費に各種加算減算（新加算を除く。）をえた1月当たりの総単位数に、加算区分ごとに、別紙1表1-2に掲げるサービス類型別の加算率を乗じた単位数を算定する。また、別紙1表1-3の通り、基準上介護職員が配置されていない、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防訪問看護、介護予防訪問用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売並びに居宅介護支援及び介護予防支援については、新加算及び旧3加算（以下「新加算等」という。）の算定対象外とする。

なお、新加算等は、区分支給限度基準額の算定対象から除外される。

(2) 賃金改定の実施に係る基本的な考え方

介護サービス事業者は介護保険施設（介護予防・日常生活支援総合事業の事業者を含む。以下「介護サービス事業者等」という。）は、新加算等の算定額に相当する介護職員その他の職員の賃金（基本給、手当、賞与等（退職手当を除く。以下同じ。）を含む。）の改定（当該賃金改定に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下「賃金改善」という。）を実施しなければならない。

その際、賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうち対象とする項目を特定了上で行うものとする。この場合、本通知5(2)の届出を行う場合を除き、特定した項目を含め、賃金水準（賃金の高さの水準をいう。以下同じ。）を低下させなければならない。また、安定的な処遇改善が重要であることから、基本給による賃金改善が望ましい。

また、令和6年度に、令和5年度と比較して増加した加算額（旧3加算の上位区分への移行並びに新規算定によるもの（令和6年4月及び5月分）又は令和6年度介護報酬改定における加算率の引上げ分及び新加算Ⅰ～Ⅳへの移行によるもの（令和6年6月以降分）。令和7年度への繰越分を除く。以下同じ。）について、介護サービス事業者等は、独自の賃金改善を含む過去の賃金改善の実績に関わらず、新たに増加した新加算等の算定額に相当する介護職員その他の職員の賃金改善を新規に実施しなければならない。

その際、新規に実施する賃金改善は、ベースアップ（賃金表の改訂により基本給又は決まって毎月支払われる手当の額を変更し、賃金水準を一律に引き上げることをいう。以下同じ。）により行うことを基本とする。ただし、ベースアップのみにより当該賃金改善を行うことができない場合（例えば、令和6年度介護報酬改定を踏まえ賃金体系等を整備途上である場合）には、必要に応じて、その他の手当、一時金等を組み合わせて実施しても差し支え

継越額については、全額を令和7年度の更なる賃金改善に充てることにない。なお、令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金を取得し、令和6年5月分以前の賃金からベースアップ又は決まって毎月支払われる手当の引上げを行っている場合には、当該賃金改善を令和6年6月以降に実施すべき新規の賃金改善の一部に含めても差し支えない。

新加算等を用いて行う賃金改善における職種間の賃金配分については、介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある介護職員（介護福祉士であって、経験・技能を有する介護職員と認められる者をいう。具体的には、介護福祉士の資格を有するとともに、所属する法人等における勤続年数10年以上の介護職員を基本としつつ、他の法人における経験や、当該職員の業務や技能等を踏まえ、各事業者の裁量で設定することとする。以下同じ。）に重点的に配分することとするが、介護サービス事業者等の判断により、介護職員以外の職種への配分も含め、事業所内で柔軟な配分を認めることとする。ただし、例えば、一部の職員に加算を原資とする賃金改善を集中させることや、同一法人内的一部の事業所のみに賃金改善を集中させることなど、職務の内容や勤務の実態に見合わない著しく偏った配分は行わないこと。

なお、令和6年4月及び5月に旧処遇改善加算及び旧特定加算を算定する場合にも、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」（令和6年厚生労働省告示第86号）第53条による改正後の「厚生労働大臣が定める基準」（以下「令和6年4月大臣基準告示」という。）第4号イ(1)及び第4号の2イ(1)等の規定に基づき、介護職員以外への柔軟な配分を認める。

(3) 令和7年度の更なるベースアップにつなげたための工夫

令和6年度介護報酬改定においては、介護職員の処遇改善分の改定率0.98%を活用し、新加算の加算率の引き上げを行う。その際、介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへとながるよう、介護サービス事業者等の判断により、令和6年度に令和7年度と比較して増加した加算額の一部を令和7年度に繰り越した上で令和7年度分の賃金改善に充てることとし、令和6年度分の加算の算定額を令和6年度分の賃金改善に充てることとは求めない。

その際、令和7年度の賃金改善の原資として繰り越す額（以下「継越額」という。）の上限は、令和5年度末（令和6年3月）時点で算定していた旧3加算を継続して算定する場合に見込まれる加算額と、令和6年度の新加算等の加算額（処遇改善計画書においては加算の見込額をいう。）を比較して増加した額とする。

継越額についても、全額を令和7年度の更なる賃金改善に充てることについて、別紙様式2－1及び別紙様式3－1において誓約した上で、令和7年度の処遇改善計画書・実績報告書において、当該継越額を用いた賃金改善実施の計画・報告の提出を求めることがあります。ただし、令和7年度の賃金改善実施期間の終わりまでに事業所等が休止又は廃止となる場合には、その時点で、当該継越額の残額を、一時金等により、全額、職員に配分しなければならないこととする。

3 新加算等の要件

- (1) 介護職員等処遇改善加算（新加算）の要件
- 新加算Ⅰの算定に当たっては、②に規定する賃金改善の実施に加え、以下の①から⑧までに掲げる要件を全て満たすこと。ただし、新加算Ⅱについては⑥及び⑦の要件、新加算Ⅲについては⑥及び⑦の要件、新加算Ⅳについては⑤から⑦までの要件を満たさなくとも算定することができます。また、いずれの算定区分においても、①の要件については、令和6年度中は適用を猶予し、②の要件は、新加算ⅠからⅣまでのいずれかの算定以前に旧ベースアップ等の加算又は新加算Ⅴ(2)、(4)、(7)、(9)若しくはⅩを算定していた事業所については適用しない。⑧の要件についても、令和7年度から見直しを適用することとし、令和6年度中は旧3加算の要件の内容を継続する。
- さらに、令和6年5月31日時点別紙1表2－3に掲げる各加算を算定していた介護サービス事業所等については、令和6年度中に限り、それぞれ別紙1表2－2に掲げる要件を満たすことと、新加算の経過措置区分として、新加算Ⅴ(1)からⅣまでのうち該当する加算区分を算定することができる。したがって、新加算Ⅴを算定していた事業所が新加算Ⅴの別の区分への区分変更を行うことや、令和6年6月以降の新設事業所が新加算Ⅴの各区分を算定することはできない。ただし、令和6年6月以降、サービス類型の変更等に伴い、事業所番号が変更になった場合には、職員構成等の事業所等の体制が既前から継続されている場合に限り、変更後の事業所等においても、変更前の事業所等の旧3加算の算定状況に応じて新加算Ⅴ(1)からⅣまでのうち該当する区分を算定できることとする。
- ① 月額賃金改善要件 1（月給による賃金改善）
- 新加算Ⅳの加算額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当（以下「基本給等」という。）の改善に充てること。また、事業所等が新加算ⅠからⅢまでのいずれかを算定する場合には、仮に新加算Ⅳを算定する場合に見込まれる加算額の2分の1以上を基本給等の改善に充てること。